

議員提出第8号議案

大田区世帯向家賃助成に関する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年6月14日

大田区議会議長 岸 田 哲 治 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	藤 原 幸 雄
菅 谷 郁 恵	黒 沼 良 光	金 子 悦 子
福 井 亮 二	荒 尾 大 介	

大田区世帯向家賃助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区内の民間賃貸住宅に居住する世帯の家賃負担を軽減することにより、定住化の促進並びに健全なコミュニティの維持及び発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅（以下「民間住宅」という。） 居住用の賃貸住宅で、公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅、契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅及び2親等以内の親族が所有する住宅を除いたものをいう。
- (2) 月額家賃 建物賃貸借契約書に定められている月額賃料で、共益費及び管理費等を除いたものをいう。

(助成対象世帯の資格)

第3条 助成の対象世帯は、次の各号に掲げる要件を備える世帯とする。ただし、新たに助成を受けようとする世帯については、申込みをする年度の10月1日において次の各号に掲げる要件を備える世帯とする。

- (1) 区内に居住する、義務教育修了前の児童を扶養し、同居している世帯
- (2) 家賃を滞納していないこと。
- (3) 世帯の年間総所得が規則で定める基準以下であること。
- (4) 住民税を滞納していないこと。
- (5) 独立して日常生活を営むことができること。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受けていないこと。

(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。

(8) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の要件を定めることができる。

（助成金の対象）

第4条 助成金の対象は、建物賃貸借契約の月額家賃とし、1世帯につき、1戸の住宅とする。

（助成申込）

第5条 助成を受けようとする世帯の世帯主（以下「申込者」という。）は、所定の世帯向家賃助成申込書を区長に提出しなければならない。

（公募の方法）

第6条 助成を受けようとする世帯を公募する方法は、規則で定める。

（助成申請予定者の決定）

第7条 区長は、第5条の規定による申込みをした者を、助成申請をすることができる者（以下「助成申請予定者」という。）として決定する。ただし、申込者の数が助成予定数を超える場合は、抽せんにより助成申請予定者を決定する。

2 抽せんを行う場合は、公開して行うものとする。

（補欠世帯）

第8条 前条第1項の規定により助成申請予定者を決定する場合には、同時に若干の補欠世帯及びその補欠順位を抽せん決定する。

2 前条の規定により助成申請予定者と決定された世帯のうち、辞退した世帯又は第3条の要件に欠ける世帯が発生した場合には、前項の補欠世帯をその補欠順位に従い、助成申請予定者とする。

(助成申請)

第9条 前2条の規定により助成申請予定者として決定された者は、区長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに、規則で定めるところにより、申請書に添えて、助成申請予定者及び同居者に関し、次の各号に掲げる書類を提示し又は提出し、区長に申請しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書及び家賃支払証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 住民税の課税証明書
- (4) 住民税の納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の書類の提示又は提出があったときは、第3条の要件に該当するか否かの審査を行う。

(助成決定)

第10条 区長は、前条の規定による審査の結果、助成の可否を決定したときは、規則で定めるところにより、助成を決定した世帯(以下「助成世帯」という。)の世帯主に通知する。

(助成額の算定)

第11条 助成額は、助成世帯1世帯につき月額3万円とする。ただし、助成世帯の月額家賃が3万円未満の場合は、その額とする。

2 助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、転居が行われた場合は、転居日の属する月の翌月に助成額を決定し、又は変更する。

4 第17条第1項の規定により助成決定を取り消した場合の助成額は、当該取消日の前日が1日から15日までについては、第1項の規定により算出した額の2分の1とし、16日から月の末日までについては、同項の規定により算出した額とする。この場合において、助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 区長は、助成決定及び第19条の規定による継続申請に伴う決定を行ったときは、規則で定めるところにより、通知する。

(変更)

第12条 助成世帯は、助成決定の内容に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、変更を証する書類を添付して、変更届を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に掲げる書類の提出があったときは、第11条の規定に基づき助成額を変更する。

3 区長は、助成額の変更を行った場合には、規則で定めるところにより、通知する。

(支給請求)

第13条 助成世帯は、指定期日までに、規則で定めるところにより、家賃の支払を証する書類を添付して、請求書を区長に提出しなければならない。

(支給時期)

第14条 区長は、前条の規定による支給請求があったときは、審査の上、適格と認められたものは速やかに助成金を支給する。

(助成期間)

第15条 助成期間は、同一世帯につき募集期間の属する年度の10月から5年間を限度とする。

(禁止行為)

第16条 助成世帯は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 助成世帯が居住し、助成の対象である民間住宅を居住以外の目的に使用すること。
- (2) 助成世帯が居住し、助成の対象である民間住宅を転貸し、又はその使用权を譲渡すること。

(助成決定の取消し)

第17条 区長は、助成世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事項に至った日の翌日から助成決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (3) 前条に該当する行為を行ったとき。
- (4) この条例又はこれに基づく区長の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により助成決定を取り消したときは、規則で定めるところにより、通知する。

(助成金の返還)

第18条 区長は、助成世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、期限を定めて、助成金の一部又は全部を原則として一括返還請求する。

- (1) 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。
- (2) 前号のほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による助成金の返還請求は、規則で定めるところにより行う。

(継続申請)

第19条 助成世帯は、毎年6月末日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を添付の上、継続申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書及び家賃支払証明書

- (2) 住民票の写し
- (3) 住民税の課税証明書
- (4) 住民税の納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 助成世帯は、第3条の要件を欠いた場合、速やかに書面で区長に報告しなければならない。

(補則)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

区内の民間賃貸住宅に住む世帯の家賃を助成することにより、定住化の促進、生活の安定、子育て支援等の福祉の増進に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。